

東日本大震災の復興施策の総括に関する
ワーキンググループ（第3回）
議 事 録

東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（第3回）

1. 日 時 令和元年9月11日（水）12：59～15：28

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階621特別会議室

3. 議 事

前回の御質問事項

被災者支援

- ・心のケア等の被災者支援
- ・被災した子どもに対する支援

住まいとまちの復興

- ・住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備
- ・被災地の経済発展の基礎となる交通・物流網の構築等

産業・生業の再生

- ・産業復興の加速化
- ・観光の振興
- ・農林水産業の再生

「新しい東北」の創造

（1）復興庁からの説明

（2）意見交換

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席者（敬称略）

ワーキンググループ構成員

秋池 玲子（座長）	ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
増田 寛也（座長代理）	東京大学公共政策大学院客員教授
白波瀬 佐和子（構成員）	東京大学大学院人文社会系研究科教授

田村	圭子（構成員）	新潟大学危機管理本部危機管理室教授 災害・復興科学研究所（兼務）教授
藤沢	烈（構成員）	一般社団法人RCF代表理事
松本	順（構成員）	みちのりホールディングス代表取締役グループCEO

○秋池座長

それでは、ただいまより第3回「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、今日は大変お忙しい中、お集まりくださりましてありがとうございます。

本日も、復興庁に加えて各省及び被災3県の担当者の皆様が陪席しておられますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、前回のワーキンググループにおいて御質問があった事項について、復興庁から説明があった後、「被災者の支援」「住まいとまちの復興」「産業・生業の再生」「『新しい東北』の創造」をテーマに、これまでの取り組みを総括いたします。

それぞれのテーマごとに、まず復興庁から説明し、その後、質疑応答、意見交換を行います。

まず、議事1「前回の御質問事項」について、復興庁から御説明をお願いします。

○菊地参事官

お手元の資料1を御覧ください。前回、御質問、御指摘をいただいた事項をまとめております。

このうち、本日この後、ワーキンググループの議題の中の御説明で触れるものと、次回の第4回のワーキンググループの中で整理してお答えしようとしているものと、大きく2通りに分けておりますので、この表のとおり整理しております。

まず、1番、帰還した方の人数とか子供の状況、イノベーション・コースト構想における全国の大学との連携状況などであります。進学率などの子供たちの状況については、今回第3回の「被災者支援」の中で御説明します。その他は第4回において御説明します。

2番、個人の生活再建や帰還していない方々の現状や課題について触れていないではないかという御指摘が前回ございましたが、今回、「被災者支援」というテーマがございましたので、その中で触れさせていただきます。

3番、風評対策。

4番の12市町村における製造品出荷額などの全国に比べて低い要因。

5番、被災自治体の行政機能がどのような毀損を受けて、どのように回復したか。

3番、4番、5番については、第4回に向けて整理をしております。

最後に6番、医療、介護、子育て、学力、就職状況などについても総括が必要だという御指摘がございました。これは今回の「被災者支援」のコーナーの中に資料を入れております。

私からは以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

続いて、議事2「被災者支援」について、事務局から御説明をお願いします。

○石田統括官

御説明申し上げます。お手元の資料2をお開きいただきたいと存じます。

まず1枚めくっていただきまして目次がございます。1番、総括的な状況を見ていただきまして、2番、心のケア等の被災者の支援、3番として医療・介護、4番が学童等の子供対策、最後にそれら全体を総括した形での課題と教訓という形の流れで説明をいただければと存じます。

1ページ、「被災者をめぐる状況」ということで、概括でございます。まず、避難者数でございますが、ピーク時は約47万人の避難者でございましたが、今は4万9953人ということで5万を切るころまで来ております。ただ、このうちの8割以上、4万2000人が福島からの避難者という形に今なっております。

応急仮設住宅も、入居戸数が最大12万戸を超えておりましたが、現在4,000戸、このうち約半分強がやはり福島にあるという状況でございます。仮設の入居者も最大32万おられたものが、今は7,700人まで減っている状況となりました。

住宅再建で自主再建をされるときに、その再建の内容に応じて加算される給付金、つまり、住宅再建を行った者になりますが、今、約15万世帯になっております。

教職員定数やカウンセラーの追加配置につきましては、現在、徐々に減ってはきておりますけれども、後ほど見ていただきますが、まだかなり多く、そういった措置が講じられているところでございます。

就学支援の金銭的な支援対象者も減りつつあるものの、まだ数はそれなりに多くおられる、そんな状況が概括でございます。

それぞれについて、次のページから詳しく説明させていただきます。3ページでございます。

まず、被災者に対する全般的な支援ということで、(1)の見守り・日常生活の支援の関係でございます。まず、最初の○にありますとおり、発災当時47万人おられましたが、当時、その避難者の方が平成23年9月ごろにまでに応急仮設住宅等に入居が行われました。その仮設生活が今回の場合、かなり長期化いたしましたので、その間にコミュニティーが弱体化したり、被災者の孤立の問題が生じてきたということで、矢印の下に黒ポツが3つありますけれども、サポート拠点を仮設住宅に設けたり、社協等による見守り活動、また、健康支援活動などの支援を行って、そういった活動を実施してきたところでございます。

その後、3つ目の○でございますが、公営住宅の整備が進む中で仮設が解消していった状況でございますが、ひとり暮らしの高齢者などの円滑な住居の移転、生活再建の相談の問題が生じました。

さらにその次の○であります。公営住宅に入居後におきましても、やはり高齢者の方が多いということで、日常的な見守り・相談支援等の活動が必要ということで、今、支援を実施しているところでございます。

その下に【取組例】ということで幾つか書いておりますが、時間の関係で省略いたします。

4ページ、その関連の指標ということで、相談員等の目で見ると、見守り等が必要とされている世帯がここ数年徐々に減ってきておりました。昨年度の段階で4万6000の世帯数となっております。そのうち仮設の部分については、仮設の解消が進んでおりますので、昨年度の段階で4,000世帯ということはかなり進んでおりますが、仮設から復興公営住宅等に移られて、なお見守りが必要とされている世帯が4万世帯以上あるという状況でございます。

課題や方向性でございます。1つ目の○ですが、恒久住宅への移転後も孤立防止、健康相談支援等を一定期間継続する必要があるのではないかという検討が必要かと思っております。

他方で、将来的には地域包括ケアなどの一般的な地域課題に対する施策とどういうふうに関係をつけていくかということも留意しながら、状況を把握しつつ対応を検討する必要があるかと思っております。

また、福島については、ほかと違いまして、避難生活の長期化、また解除をされて住民の帰還がまだ進んでいない区域があるといった特殊事情がありますので、そういった点を考慮する必要があるかと思っております。

続きまして、5ページ、同じ被災者支援の中の(2)のコミュニティの形成や生きがいのづくりの部分でございます。これは、公営住宅等に移転された後に、これまでと全く違う新たな方々を隣人とするということで、コミュニティをゼロから構築する必要が出てまいります。

2つ目の○にありますとおり、そういったコミュニティの形成をゼロからする、または地元にもそもそもある自治会などのコミュニティとの融合を図っていく、そういったことへの支援をさせていただいております。具体的には、黒ポツがありますとおり、支援の人材の配置、自治会の立ち上げや活動への支援、また、地元住民との交流会の開催等の支援をしているところでございます。

また、そういったところにおいて、被災者自身が参画いただいて活動する場を自治体やNPO等が提供されるときに、生きがいのづくりに資するようなものについて支援をさせていただいております。交流会の実施やワークショップについての支援をしているところでございます。

これも取り組み事例を記載しておりますが、時間の関係で省略させていただきます。

次の6ページで、そういったことに関します指標でございますが、災害公営住宅の整備が進んでおりますけれども、その中の自治会の設置の状況でございます。岩手県では87%、

宮城県では96%で自治会が設立されたところでございます。福島県内では75%という状況になってございます。

今後の課題や方向性ですが、自治会が設立した後もコミュニティが安定して機能するまでには一定の期間が必要となると考えられることから、2つ目の○ですが、終盤の段階になって形成されています公営住宅等のコミュニティの形成を進めていく必要、また生きがいづくりといった「心の復興」への支援について、やはり一定期間、継続する必要があるということ踏まえて検討が必要ではないかと思っております。

一方で、高齢化や自治会活動の担い手の不足等の問題も指摘されておりました、そういったことも踏まえながら、自立するまでの支援の期間や内容について、どうしていくかという検討が必要かと思っております。

次に、7ページの(3)心のケアでございます。この(3)の部分は、○の1つ目にありますとおり、震災体験によるPTSDや環境の変化による鬱などの心的なケアが必要な方々の対応でございます。この点については、被災3県に心のケアセンターを設置して、2つ目の○にありますとおり、相談支援や医療支援、支援者への支援、またそういった支援を行う人材育成や研修、そういった取り組みを進めてきております。

真ん中の段の関係指標のところでございますが、左側のグラフにありますとおり、相談に訪れられている実人数は徐々に減ってきております。ただ一方で、相談の延べ件数はまだ高い水準で、余りそう大きく減っているとは言えない状況が続いております。

下の課題や方向性であります。1つ目の○にありますとおり、災害公営住宅に移ったことによることがまた孤立化につながったり、また、以前よりもいろいろな症状が出てきたりということで、それぞれの相談内容などが複雑化したり、また時間の経過に伴ってその中身が違ってくるといったことが起きてきております。

一方で、相談件数と上で申し上げた中には、必ずしも被災に伴うものかどうかよくわからない、もともとの心的要因があってという方も含まれている可能性がかなり高いものがございます。ケアセンターはそういうことを区別せずに受けておりますので、そういったこともある状況を上では示していることを念頭に置きながら、今後の対応についてどう考えていくか。

3つ目の○にありますとおり、一定期間の対応が必要と考えておりますが、通常 of 精神保健業務に関する役割に、ある意味で将来どうつなげていくのか、そういったことも含めて検討が必要かと思っております。

8ページ、(4)の被災した子供の健康・生活支援でございます。1つ目の○にありますとおり、被災自治体が被災した子供に対して行います各種取り組みについて、復興庁等で財政支援等を行ってきております。家庭への訪問による相談支援や、仮設住宅の居住の段階では、子供がいる場所が余りなかったり、遊ぶ場所がないということで、居場所づくり、遊具の設置などを行ってまいりました。

また、震災の直後以降、学習環境が十分でない地域については、学習環境の整備といっ

たことについても支援をしてきております。

加えて、福島県については、屋外のいろいろな活動が、やはり心配があるということで制限されたりしたこともありましたので、子供の運動機会が減少したことがあったことを踏まえまして、学校等が実施します自然体験の活動や、県外の子供たちとの交流活動を支援してまいりました。

【取組例】に書いてありますとおり、①にありますような大型遊具設置といった支援、②にありますように心や体のケアに関する相談、③にありますような給食に対する放射線検査、そういったものについて支援をしてきているところでございます。

9ページでございますが、その辺の関連の指標でございます。そういった被災を受けた子供、一応18歳未満を対象に施策を打ってきておりますが、当然、被災段階で孤児になられた、また、遺児になられた方々は、当然18歳以上になられる、もしくは被災後に生まれた方に変わっていくということで、18歳未満の被災孤児、被災遺児の数は徐々に減ってきておりますけれども、まだそれぞれ86人、702人おられる状況でございます。そういった方に対する巡回の相談回数がむしろふえているという状況でございます。

一方で、先ほどの施設整備的な遊び場の確保その他については、仮設住宅に校庭が占拠されていて遊び場がないといった状況はほぼ解消しつつあるという状況でございます。

そういったことを踏まえての課題、施策の方向性でございますが、1つ目の○にありますとおり、親を亡くされたりしてまだケアが必要な子供が復興・創生期間後も、一定の期間、支援が必要だろうと考えております。

また、津波・地震による被災に関しましては、先ほど見ていただいたとおり、学校の復旧等が進みまして、仮設も解消が進んでおりますので、そういった施設整備の関係についてはほぼめどが立ってきたということも踏まえながら、復興の完了や自立に向けた支援のあり方も検討していく必要があるかなと考えております。

また、原子力災害のエリアにつきましては、これらの取り組みに対するニーズについて地域ごとの差もございますので、きめ細かく把握した取り組みが必要ではないかと考えているところでございます。

10ページでございます。今度は県外に避難された方々への支援の問題でございます。主として福島からの避難者の方々となります。

2つ目の○にありますとおり、やはり避難者の帰還・生活再建を促進するための相談の支援・情報提供を求める声が大きく、それに対する対応を行っております。

また、福島県におきまして、相談窓口の設置を行っていただいております。

避難先のほうの自治体においても、財政的な支援をさせていただいておりますけれども、見守り・相談支援、交流活動といった取り組みをいただいているところでございます。

具体的な取り組み例は下のほうに①から⑥まで記載させていただいております。支援員の配置、支援拠点の設置、そういったところでの情報提供や、住宅確保や移転のサポート、そういったものを進めているところでございます。

次の11ページ、関係の指標でございますが、県外への避難者の数も減少しつつありますが、当初から比べて半分ぐらいになったとはいえ、福島県からの県外避難者はまだ3万人を超えておられる状況でございます。

一方で、相談拠点に対しての相談の内容を見ても、当初の段階は住宅の確保がかなりの比率を占めておりましたが、徐々にそこが減りながら、生活の問題、また、オレンジのところでございますが、健康の問題、緑のところですが、就労の問題、そういった問題に徐々に切りかわってきているところでございます。

また、全国10カ所をこしの2月から6月まで訪問させていただいて、避難者の方々からいろいろな聞き取りもしております。そういった中ではいろいろな声がありましたけれども、福島県に帰りたくても、そこに書いてあります矢印のところにありますように、それぞれに個別の事情があつてなかなか戻りがたいという御意見があつたり、避難先での支援を継続してほしいという声、その意見の聴取の場では寄せられたところがございます。

そういったことを踏まえての課題、施策の方向性でございますが、それぞれの避難者の方、長期化する避難の中で抱えておられる課題が個別化・複雑化してきている状況があるかと思っております。そういった中で必要な情報提供や相談等による避難元及び避難先の自治体からの丁寧な支援体制の継続が必要かと考えております。

次の12ページ、13ページは、その辺の財政的な支援措置であります被災者支援総合交付金の制度の概要、また、その交付の実績を参考までにつけさせていただいております。

続きまして、3番目、医療・介護の提供の問題でございます。15ページから16ページが、医療・介護でございます。

まず、15ページ、(1)が医療の関係であります。被災によりまして3県の多くの医療機関が被害を受けまして、医療従事者自身も被災者となられたという状況が発生いたしております。

2つ目の○にありますとおり、医療機関、施設としての復旧については、災害復旧費補助金によってその支援をさせていただきました。

○の3つ目にありますとおり、今度は基金の制度を使いまして、医療機関の再開、また医療の人材の確保といった医療体制の整備についての支援を行っております。

特に4つ目の○ですが、福島県におきましてはその基金の積み増しを行いまして、双葉地域のふたば医療センター附属病院の運営等に活用していただいております。

関係指標でございますが、ハードの面で見ますと、○の1つ目ですが、入院機能に影響を受けた病院は3県で189ございましたけれども、岩手、宮城ではほぼ全ての病院で機能の再開が行われております。

2つ目の○で、福島県では1割強がまだ入院機能の再開ができておりません。その9病院全てが浜通りという状況でございます。

人口10万人当たりの医療施設に従事する医療者数でございますが、下の右側のグラフでございますけれども、全国、被災3県ともに増加の傾向がありますけれども、相双地域で

は医療の従事者数がむしろ減少している。下の表の中の赤い字のところを見ていただきますと、相双のところだけが増減の中で減という状況となっております。

左側の今後の課題や施策の方向性でございますが、福島相双地域などにおきましては、依然として一部の医療機関でその機能が再開できていないこと、また医療従事者の減少が解消できていない状況があり、特に診療科の中でこの診療科がないというものが一部ございます。

また、医療の復興状況やこれまでの施策の実施状況を踏まえながら、創生期間後の体制の確保に向けた取り組み、ハードという部分が福島は一部残っておりますが、体制の取り組みについてどうしていくかという検討が重要かと思っております。

続きまして、16ページが介護の関係でございます。震災で多くの高齢者が被災されたことで、受け入れ先の確保が課題となり、また、受け入れ施設自体も多くが被災いたしました。

2つ目の○にありますとおり、3県の介護施設の復旧について、復旧費補助金で支援をし、3つ目の○にあります。相双地域の介護施設等については、当面の運営の支援ということで、新たな補助金の創設をいたしました。また、介護施設への就労希望者に対しまず就職準備金の引き上げなどや、応援職員に対する支援などで、職員の確保を図っているところでございます。

関係指標でございますが、左側の縦線のグラフにありますとおり、これが施設系でございますが、当初、23年から24、25と介護施設の復旧がかなり進みまして、現段階では、2つ目にあります福島県の16施設の未復旧を除いて、ほぼ復旧が施設的には進んでいるところでございます。

一方で、介護人材の不足に関しまして、全国的にも不足状況であります。全国と比べても相双地域は不足状況がかなり厳しい。したがって、有効求人倍率が高い状況がございます。

福島県は全国でもむしろ求人倍率は全体平均より低い中において、相双地域はかなり有効求人倍率が高い状態が続いている。そんな状況でございます。

課題や方向性ですが、福島相双地域等におきましては、介護人材不足が深刻であるという状況を踏まえながら、2つ目の○でございますけれども、復興・創生期間後の介護提供体制確保の取り組みをどう進めていくかが検討課題かと考えております。

続きまして、4番以降が学校関係を中心とした子供の問題でございます。まず18ページ、(1)の教育環境の整備と児童生徒の心のケアになります。まず、取り組みとして、1つ目の○ですが、岩手、宮城では公立学校施設の復旧がほぼ完了いたしました。福島県でも再開が進んでおりますが、まだ全部終わっていない状況がございます。この点の詳細な説明は飛ばしますが、参考資料2につけさせていただいております。

一方で、先進的な取り組みとして、現地の視察でも見ていただきましたが、福島県立ふたば未来学園の設置といったことも行わせていただいているところでございます。

2つ目の○であります。そういったハードとあわせまして、子供たちの心のケア、健康相談、また学習のきめ細かい支援ということで、教員の追加配置、また、スクールカウンセラーの配置等を行っているところでございます。

関係の指標として、そういった被災に起因して配慮が必要と学校のほうで認識している子供ですが、これは単年度の調査しかないものですから経年変化が出せないのですけれども、被災時の心的ないろいろな影響を受けた方、学年の高い層ほどそういった子供の数が多いう状況が3県ともに見てとれる状況でございます。したがって、今後、徐々に学年が進んでいくことで子供たちが入れかわっていくことによって、こういった状況は改善が進んでいくだろうという想定はできますけれども、まだ多くの子供がこういう状況にあります。

課題や方向性ですが、心のケアが必要な児童生徒が相当数いる状況等を十分踏まえながら、被災自治体と丁寧な情報交換を行いつつ、過去の災害における支援の状況なども勘案しながら、今後どういう支援をどういう形で進めていくか、その検討が必要かと考えております。

次に19ページの就学の支援、経済的な問題の対応でございます。「これまでの取組」にありますとおり、経済的な理由で就学困難となる児童の方々への支援ということで、都道府県の負担を考慮いたしまして、交付金という形で経費の全額を国庫で支援してきたところでございます。

関係指標としては、下のほうのグラフ、これは各県別でございますが、もともとのベーシックな意味での被災と関係ない形で経済的理由がある方々が濃い色、それに対して、それに加わる形で被災起因と認められる、いわば今回の被災による困窮の方が薄い色ということで、薄い色の部分は徐々に減少はしておりますけれども、やはりまだ被災3県では2万3000人という方が経済的理由で就学が困難であるという状況でございます。

課題や方向性でございますが、1つ目の○にありますとおり、経済的理由で就学が困難な状況がまだあるということへの適切な対応が必要だと考えております。過去の災害における支援の状況なども勘案しながら、今後の支援の内容について検討していく必要があると思っております。

その後、参考資料として詳しいデータを幾つかつけておりますが、前回の宿題等もありましたので、幾つか参考資料に触れさせていただきます。

まず、22ページをおあけいただきたいと思っております。実は、いろいろこういうデータを探しましたが、3県もしくは全国共通でのデータがあるものと、一つの県でしかとっていないデータがございました。この22ページのものはいずれも一つの県でしかとっていないデータでございます。各県比較なり、全国比較が困難なデータでございます。

22ページの左の上を見ていただくと、心のケアが必要な児童生徒数を沿岸部と内率部で比較したものを岩手県でとっておられました。沿岸部と内陸部を比べますと、沿岸部のほうがかなりこれが高い状況にある。そういったものが見てとれるかと思っております。

また、福島県の場合ですと、心のケアが必要な児童生徒数を不登校の出現率とあわせて

書いてございますが、余り減少していると言える状況が見えないというのが福島県のデータから出てきております。

また、宮城県のほうで個別にとっているデータが右側でございますが、これは主観的なものですが、震災の影響を感じている回答は減少傾向にあるものの、依然として1割以上の方がそれを回答されているという状況がございます。

24ページ、前回の指摘がございました進学率や就学率の関係でございます。実は、これに関しては県別でしかデータがとれませんでした。県別のデータで見ると、例えば高校等の進学率で見ますと、福島とか宮城が23年に若干落ち込んでいますが、すぐに回復をして、大きな変化はなく、漸増的な右肩上がりの状況が進んでおります。

下の段の高等学校卒業後の就職率の関係も、被災の年に一旦落ち込みますが、すぐに回復をしている状況が見てとれるかと思っております。

大学の進学率も同様でございますが、23年度に若干下がっておりますが、その後は県別で見ると、大きな影響が残っているように見えない状況でございます。

そういったことを踏まえつつ、最後の26ページ、全体を通しての課題と教訓ということで整理しております。

まず、課題、方向性については、1つ目の○で、地震・津波の被災に関しましては、一般的に支援対象者数等は減少の傾向があるというふうに見えますけれども、やむを得ない事情による事業の進捗の遅れや、ほかの大規模災害の実例などを踏まえながら、一方で一般施策との区分の明確化にも配慮して、今後、必要と見込まれる行政サービスをきめ細かく把握して対応していく必要があるかと思っております。

また、原子力災害被災に関しましては、避難生活の長期化等に伴って個別化・複雑化している被災者の課題に対してどうきめ細かく対応していくかが課題かと思っております。

教訓といたしましては、引き続き対応している状況でございますので、この段階で全てがわかるわけではございませんが、ステージに応じた被災者の支援が非常に重要であり、その際には自治体だけではなく、NPO等の民間団体なども含めました多様な主体の協働のもとにこれまでも取り組みをすることが効果的であり、必要であったと思っております。

そういったことから今後の考えに及ぼしますと、さまざまな主体の協働を確保するために、被災後だけではなく、平時から関係者間のネットワークの構築というのが、いざというときのために非常に重要ではないかと思っております。

以上、雑駁でございますが、資料2の説明でございます。

○秋池座長

石田統括官、ありがとうございました。

被災者支援分野の総括を行うに当たり、ただいまの御説明について、施策の進捗状況と効果検証、今後の復興に向けた課題と対応の方向性、今後起こり得る大規模災害への教訓という観点を中心に、御意見や御質問があればお願いいたします。ここで15分ほど時間が

とられています。

どうぞ、田村構成員。

○田村構成員

全体にも渡ることなのですが、復興政策の総括をどうしていくかということだと思えます。今まで、マクロ指標については、特にハード対策等は毎回の親委員会のほうでもずっと議論がされてきて、それをさらに細かくいろいろな施策を検証するためにデータを集めておられるというのは理解しているところですが、特に被災者支援ということ、特に心のケアとなってくると、マクロ的な指標でのみ測ることは無理があると考えます。

例えば高校の進学率が戻りましたといっても、もしかすると思ったとおりの高校に行けないとか、進学自体を諦めてしまったというお子さんがいないとも限らず、見た目の数字だけで被災者の支援が完了したとは判断できません。個別の事情に全て立ち入ることが必要ということをお願いしているわけではなく、被災者の心の問題は、どんなにおつらそうな状況であっても「御本人様が大丈夫になりました」と感じておられるケースもあります。また、逆のケースもあります。マクロ指標だけでは全てを明らかにすることはできないのではないかと思います。いかがでしょうか。被災者の主観をお聞きするという機会は設けることができるのでしょうか。

○石田統括官

まず、正直申し上げまして、データが非常に苦慮する課題、問題の部分だと思っております。さっきの学校の回答をベースにしているものは、あれも多分学校の先生の評価として見えているという部分も入っているので、半分客観であり、半分主観のデータになっているかと思えます。

そういった意味では、これまで被災3県、国として対応することで手いっぱいという状況の中で、調査のための調査というのは実はなかなかできていないところがございます。

そういった意味では、現段階で日常業務、もしくは日常のやっておられる統計、そういったものからとれるものということで、今回、とれる範囲で出させていただきました。

我々としては、なるべく御指摘のとおり、主観的なことも調査できればよりベストであり、ベターであると思っております。現時点でそこまで手が及んでいないというのが本音でございます。

逆に言うと、こういうデータをうまく使えばというのがあれば非常にありがたいと思っております。今回のところ、今、我々として把握できたものがここが限度だったというものであります。

○田村構成員

被災者支援に関しては少なくとも、主観的・客観的と言うと、主観的は科学的でない

思われるかもしれないですが、被災者の主観に物差しを科学的に当てていただければ、主観であっても客観的に測ることができます。「被災者の復興」を直接的に実証しないと、途中で必要な施策を終えてしまうような結果に終わるのは残念なので、ぜひ検討いただければと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

他におありですか。藤沢構成員どうぞ。

○藤沢構成員

ページに沿って大きく4つほどコメントをさせていただきます。

まず、コミュニティ形成支援のところです。ちょうど今日は9月11日で、震災から8年半の節目の日であるため、東北の新聞各紙も8年半の特集をされています。お読みになった方もいらっしゃると思いますが、その中で、河北新報さんが自治会の形成に関する調査についての記事を掲載されていました。

このコミュニティ形成支援に関連するところだと思いますので、そちらの数字を少しご紹介すると、まず1つ目はどのくらい集会所が利用されているかという調査がありまして、利用頻度が週1～2日以下というところが全体の6割ぐらいで、それ以上使っているところが4割ぐらいということでした。自治会によって大分利用度の差が発生しており、それは地域住民のつながりをサポートする体制の程度の差が、随分生まれていることが起因しているように思います。

今日のWGの資料でも、自治会の設立が大分進んできているという記載があり、かなり施策としてサポートいただいている結果かと思いますが、今後はこの自治会自体が機能しているかどうかという量だけではなくて、質的なところも見ていく時期なのだろうと感じています。

自治会の中でもあまり機能していないところと、非常に活発に運営されているところがありますので、そのあたりをぜひ分析いただき、なるべく設立されたものが今後も継続するよう働きかける必要があると思います。

これは私どもが進めた事業の中で分かった数字ですが、自治会によっては平均すると高齢化率4割以上、自治会長さんも70代以上の方が一番多いというデータもありますので、そもそも自治会自体の成立が困難な場所も出てきます。そういった場所では、地域の町の自治会と公営住宅の自治会を融合させていく動きもあります。そうした自治会に対して、融合までのプロセスで支援は終わりではなく、地域内での連携などを意識したサポートが今後は必要になってくるのだろうと思っておりまして、ぜひ組織の質的な点を今後見ていくことが必要だと思っています。

さらに申し上げますと、これから課題になってくるのは「持続性」です。70代以上の自治会長さんが多いということがあり、「人手不足を感じている・多少感じている」方は77%という数字があります。震災から8年半が経ちますので、ほとんどは任期以上の期間、自治会長という立場を継続して担っており、しかも後任がないという状況がありますので、そういったところを課題として認識することが必要だと感じています。

2つ目が県外避難者支援になります。こちらにも多様な支援をしてくださっておりますが、福島からの県外避難者数は3万人ほどに減りつつあるのですが、岩手や宮城の仮設住宅に残っている方も同じですが、残っている方ほど生活状況が厳しいという傾向がございます。恐らく、県外避難者の人数が今後も減りにくい状況が続きますし、かつ厳しい状況下にいらっしゃる方々についての状況把握と、どういう手を打つのかということを考えないといけないと思っています。

特に私どもが以前大熊町の支援をしていたときに、大熊町も1万人弱の町で、全国に避難されている方々がおられました。大熊町から来られた方々を支援していると、そこに南相馬から来られた方も結構いらっしゃったということがありました。

やはり、避難12市町村の地域で特に避難者の割合が多いところは、県外避難者に対しての支援もある程度意識がありますが、例えば南相馬や、もっと言えば福島や郡山から自主避難されている方というのは、なかなか基礎自治体の目が行き届いていないということを感じました。今回の資料では3万人という数字がありますが、この中で避難12市町村とそれ以外の自主避難をされている方がどういった割合になっているのか、具体的な数字があればいただきたいことと、特に自主避難をされている方々へのサポートを今後どうするのかというのは非常に難しいところだと思いますので、そのあたりの考え方があれば伺えればと思っています。

それから、こういった被災者支援には、被災者支援総合交付金が非常に大きく寄与されていると理解していますが、非常に金額が大きく、大変重要な取り組みだと思っています。成果としては何件相談したか、何カ所実施したかといった最終的にご本人がどうなったのかという、アウトカムというよりは比較的事業上のアウトプットの指標が多いように見えます。

今後に関しては、こういった財源を有効に使わなければいけないという観点から、支援いただいている各事業が、アウトカムとしての成果がどこまで出ているのかを少し意識していく段階なのかなと思っています。

先ほどの自治会の設立も、ただ設立しただけでなくて、質的に維持するほうが当然アウトカムは高いので、そういったアウトカムを意識した補助の選定や評価が、今後必要になってくるのだろうと感じています。

最後に、復興庁さんの取り組みは、東日本大震災からの復興があるわけですが、今月の台風による大きな被害が千葉の南部では続いていますし、今後も気象変動の中で大変な災害が起き得ますので、東日本での教訓をどう残すかというのは極めて重要だと感じています。

す。

私からは、さまざまな自治体、行政、NPOなどの民間団体と、平時から関係者間のネットワークを構築しておく重要性をお伝えしたいと思います。私どもも西日本豪雨等でも災害支援をしていると、現地の自治体にはノウハウを持った団体は基本的にはおらず、ゼロから支援体制をつくり、事業を継続するということが民間からも必要になってきていることを実感しています。

そういった意味で、千葉でもこれから生まれると思いますが、災害が起きたときに新たに生まれる団体がノウハウを得られるような環境の整備が大変大事だと感じています。

私どもも東日本で支援を開始したときは、阪神大震災でのノウハウがネット上にかろうじて残っており、そのあたりが大変参考になりましたし、中越の震災にも視察に行つて大変勉強になったこともあり、東日本のノウハウをきちんとアーカイブしていただいて、インターネットや書面等でも後世の方が見て参考にできるようなことをぜひ目指していただきたいと思っています。

以上になります。

○秋池座長

ありがとうございます。

それでは、質問の部分にもし可能であれば今お答えをいただいて、それで次に移りたいと思います。

○事務方

先ほどの藤沢構成員からのお尋ねでございました県外避難者の福島県内の市町村別の内訳ですが、大変恐縮ですけれども、私どもがお示しできる数字がございませんので、御理解いただきたいと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。

それでは、議事の3、「住まいとまちの復興」について、復興庁から御説明をお願いいたします。

○東統括官

それでは、資料3に基づきまして御説明申し上げます。「住まいとまちの復興」ということでございます。いわゆる狭い意味での住まい、まちだけではなくて、道路とか港湾とか公共インフラも含めて、いわゆるハード事業関係について御説明させていただきたいと思います。

おめくりいただきまして目次のところで、1ページ目から11ページまで、狭い意味での

住まい、まちづくりの関係でございまして、海岸対策以降がいわゆる公共インフラの関係でございまして。

それでは、1ページ目、「住宅再建・復興まちづくりの経緯」というところでございます。発災直後から工事が本格化するまでの間、3ページを御覧いただければと思うのですが、これは公営住宅と高台移転の宅地造成の進捗状況のグラフでございます。まず、2012年度が一番左でございますが、2015年度ぐらいまではなかなか立ち上がってこないという状況でございました。その間のいろいろな取り組みをやったものをぎゅっと凝縮してまとめさせていただいたのが1ページ目でございます。

四角の中の1つ目でございますが、発災後、被災自治体はまずは被災者情報の把握、救援活動、瓦れき処理、仮設住宅設備等の応急措置といった事務と並行いたしまして、住宅再建・復興まちづくりに取り組むこととなったところでございます。

住まいにつきましては、先ほど被災者支援のところでもございましたが、被災者生活再建支援金（加算支援金）による自主再建に加え、それが困難な被災者向けの災害公営住宅の整備、面的なまちづくりとしての宅地造成を進めたということでございます。これらの事務でございますが、相当な事務作業量が発生しまして、被災自治体ではマンパワー、ノウハウは十分ではなかったというところでございます。

これを受けまして、まず、国のほうでは復興まちづくりのために、市町村にお金を配って復興計画をつくっていただくという方法もあったのかもしれませんが、それどころではないということで、国のほうで、直轄調査と言っているのですが、調査費を確保しまして、沿岸の津波被災43市町村それぞれに割りつけまして、職員を派遣して、コンサルと一緒に行って、各自治体の復興の計画の作成の支援を行ったということでございます。

さらに、自治体からの要請、マンパワーがないということですので、UR都市機構が職員を派遣して復興計画の策定支援も行ったところでございます。

また、復興庁におきましては、これは復興計画が大体見えてきて、これから住まいをつくっていくぞというところでございますが、加速化のためのタスクフォースというものを開催しまして、下から2つ目の○でございますが、用地取得、収用手続、あとは工事関係、さまざまな制度の運用改善や手続の簡素化などの100近い加速化措置を行ったということでございます。それで、2015年ごろを迎えるという形になっております。

実は、これをそれぞれやると何ページにもわたってしまうのですが、1枚に圧縮させていただきました。

2ページ目からはデータ関係でございます。まず自主再建でございますが、被災者支援のところでも話がございましたけれども、加算支援金というのは、下線が引いてございますけれども、住宅を建設・購入、補修、賃貸、これは公営住宅に入る場合以外については、支給がされるということでございます。その累計が、下にございますが、15万世帯、被災3県は約13.5万世帯ということでございます。自主再建の形がボリューム的には一番多いということになっております。

3 ページ目でございますが、そういったことが困難な方向けに災害公営住宅が計画され、進捗は2015年度ごろからぐっと伸びておりまして、2020年度末には大体終わるであろうというところでございます。あと、高台移転につきましては、同様の傾向でございまして、2020年度末にはおおむね終わるということでございます。

4 ページ目でございますが、これは各県別、事業別に完成時期、黄色のところは100%ということでございますが、2020年度末までには全ての欄が100%ということでございます。上の四角に※印にございますが、最後に残るのが盛岡市で、岩手県がつくっております災害公営住宅、それから陸前高田市の土地区画整理事業、これが20年度に終了ということでございます。

5 ページ目でございますが、これは加速化の取り組みということで、それを紹介したものでございますが、詳細は省きますが、6 ページに主なものの効果をまとめておりますので、若干触れさせていただきたいと思っております。

例えば計画策定という欄がございますが、これは「住まいの復興工程表」というものをつくりまして、見える化をして、見通しを提示した。用地取得に関しましては、所有者不明土地の関係につきましては、財産管理制度をフル活用したり、土地収用手続も手続期間を大幅に短縮したり、用地取得事務も大変ですので、補償コンサルタントへの外注とか、そういった取り組みを行っております。

あと、埋蔵文化財も非常に大きな問題になっておりまして、これにつきましては全国から専門職員の派遣をいただきまして支援を行ったところでございます。

あと、発注者支援でございますが、これは特に技術系職員を全国から、もともと発災直後から応援はいただいていたのですが、それを増強していただいたり、UR都市再生機構でございますが、CM方式という設計・施工契約手続を一括化するような取り組みで工期の短縮を図ったり、細かい話ですが、非常に大きな問題でございますが、労務単価が急騰した、その対策を行ったり、そういったさまざまなことをやったということでございます。それで何とか、先ほど申し上げましたとおり、2020年度末には住まいのほうは確保できるめどが立っているというのが現状でございます。

7 ページ以降は、今度は住まいとか宅地ができ上がってくると、今度問題になってきているのが空きの問題でございます。1つ目が区画整理事業等の場合でございますけれども、空きが多く発生しているということでございます。被災者の意向を踏まえて規模を設定して、必要に応じて計画も見直してきておりましたけれども、やはり地権者の意向は変化いたします。その結果、空き区画も存在しております。

その状況でございますが、左の下にまとめてございますが、一番低いのが陸前高田市さんの2割強でございまして、高いところが8割ぐらいということで、地区によってばらばらでございますが、空きが発生しているということでございます。

こういった土地については早期有効活用を図って、まちの復興を進めることが重要であるということで、各市町村におきまして、例えば右側の図でございますが、現地を御覧い

ただいたかと思えますけれども、大槌町の町方地区の例でございますが、見える化をしてマッチングを図っているということがございます。

2016年、最初に公表したときの図が左の上のところございまして、赤いところが住宅系のものでございますが、2018年8月20日の公表を見ますと、大分埋まってきているということで、こうした見える化とマッチングを行ってあげることで、有効活用が図られるということでございます。こういった取り組みをあちこちの自治体に職員が出向いて紹介しながら、支援をしているというところでございます。

8ページは、左側の陸前高田市さんも同様の土地バンクという取り組みをやっておりますし、右側の釜石市さんでは土地情報を各筆ごとに、どんな土地だという情報をちゃんとオープンにして、それで手を挙げてもらう。そういった地道な取り組みをしているところでございます。こういった取り組みを積み重ねていくことが重要であると考えております。

空きの問題で言いますともう一つ大きな問題になっておりますが、9ページでございまして、防災集団移転促進事業ということで、高台に移転して、その移転する前、もとにあったところが空いているという問題でございまして、この事業では、居住に適当でない認められる区域からの住居の移転を図る際に市町村が買い取りを行います。その結果、住宅用地は買い取るのですが、それ以外は買いません。そうしますと、何が起こるかという、移転元地については民有地と混在しているような状況になっております。非常に利活用しにくいという状況でございまして。

このため、登録免許税の免税措置、要するに公有地と民地を交換したときに無税だよと、そういった措置を講ずることによって支援を行ったり、あと、具体的な土地利用ニーズが決まれば、基盤整備の支援等を行ってきたところでございます。

公有地と民有地の一体的な利活用に向けた土地情報の整理・発信は何かと申しますと、民有地の情報というのは基本的にないのです。公有地は買いましたからあるのですが、民有地はどんな土地で、誰が持っていて、どういうものか、そういったものをちゃんと整理をして発信をして、かつ、交換する意向があるかどうか、そういったものを確認して利活用の担い手を見つけていくという取り組みが行われている地区もございまして、そういった事例をほかの自治体にも紹介しながら利活用に努めているところでございます。こうした取り組みによりまして、現時点では移転元地の約7割で利活用が決まっているというところまで来ております。

それから、なおということで、先ほど土地区画整理事業の空き状況がございましたが、防災集団移転促進事業による高台移転先の空き状況でございまして、参考までにとということで、これにつきましては96%の活用率ということですので、行った先のほうはかなり埋まっているということがございます。それでも4%空いていますので、それについては払い下げ等を行って有効活用を図っているというところでございます。

10ページでございまして、今度は災害公営住宅の空き問題でございまして。現在、3県で入居率が93%となっております。7%空いているわけでございますが、これにつきましては

も各自治体で一般の公営住宅として活用したり、あと、入居者に払い下げ、特に戸建てのものなどは相馬市では実際に払い下げを行っています。ここに写真がございますが、そういった形でストックの有効活用を図っているところでございます。

空き問題につきましては、マッチングとか、土地情報をきちっと整理するとか、そういった地道な取り組みを続けていく必要があるかと思えます。

それから、11ページでございますが、まちづくりがだんだん進んでくるのに伴い、まちの姿が新しく変わってしまったわけでございます。現在、まさに各市町村で公共交通計画をどうしようかという議論をされているところでございまして、12ページに国交省の地域公共交通活性化再生法の基本スキームというのがございますが、これは自治体が計画をつくって、関係者の同意を得たら、さまざまな法律上の許認可があるのですが、それがワンストップでできますよとか、さらに車両購入補助なども出ますよという制度でございまして。このスキームを使っている自治体の数を左側のグラフで示しております。

近年、地域公共交通網形成計画を策定している自治体が多くなっております。岩手県、宮城県の数字でございますが、20団体でつくっているということで、東松島市の事例を書いてございますが、左側の交通ネットワークの将来像を御覧いただければと思えますが、黄色のところはデマンド系の交通にする。緑の矢印のところはバスの定期運行をやる。そういったランドデザインを書いて、これを今具体的を進めているというところでございます。

今のは法律に基づいた計画でございましたけれども、13ページはこれまでも、例えば左側の気仙沼市はJRさんがBRT、これは病院ができたのでその駅をつくるという工夫をしたり、あと、右側は町営バスの場合でございますけれども、停留所を新しいまちの形に合わせて追加したり、そういった柔軟な取り組みが行われているところでございます。

以上がまちづくり系の話でございまして、以下、公共インフラの状況でございまして。ここからはごく簡単に御説明させていただきます。

まず、海岸対策、いわゆる防潮堤でございます。これにつきましては、完成は59%ですが、20年度までに防潮堤は福島県の12市町村を除きまして完成を目指して取り組みが進められているところでございます。

未着工の箇所が5地区とございますが、これも全て地元合意済みでございまして、今年度から来年度にかけて順次着工に入るというところでございまして、何とか20年度を目指して頑張っているというところでございます。

それから、15ページが道路でございます。復興道路が縦軸でございます。復興支援道路は内陸と沿岸部を結ぶものでございますが、全体計画570キロのうち、約7割で開通済みということで、20年度までに全線開通する見通しとなっております。

16ページが詳細な図でございますが、開通時期が先般、全区間明示されまして、間違いなく20年度までにできるということでございます。

17ページが港湾でございますが、これも復旧は終わっておりまして、あとさらに静穏度

の向上等の取り組みが行われていますが、それも20年度までに全て終わる予定でございます。

18ページでございますが、これはインフラの整備効果ということで、釜石の道路と釜石港の事例を紹介しております。詳細は省かせていただきます。

19ページが鉄道でございます。三陸鉄道がことしの3月23日に運転再開され、残るはJR常磐線、浪江と富岡の間だけになっております。これも今年度末までの開通を目指して取り組みが行われているところでございます。

20ページが農地でございます。農地につきましては、岩手は100%終わっています。宮城も99%。福島は12市町村を含めると67%ということになりますが、それ以外のところは99%まで来ておりますので、津波被災地の関係につきましては、2020年度までに全て復旧は終わるというところでございます。

21ページは漁港でございます。復旧の関係でございますけれども、全ての漁港で陸揚げ機能が回復しております。最終的な復旧完了するのが2020年度ということで、これも着実に進んでいるところでございます。

22ページでございますが、国営追悼・祈念施設でございます。閣議決定に基づきまして、岩手の陸前高田、宮城県の石巻市、福島県の浪江、そこに国営祈念施設をつくるということでございまして、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に中核的な施設をつくるということで、これにつきましては陸前高田、石巻、それぞれ20年度に完成、双葉郡浪江町につきましては20年度中に一部利用開始ということでございます。ただ、陸前高田につきましては、もう報道に出ているかと思いますが、9月22日より一部供用開始ということでございます。

以上が現在の状況についてでございます。

今後の課題や施策の方向性が23ページにございますが、まず、住まい・まちづくりの関係につきましては、宅地造成後のまちのにぎわいの創出に向けて、まちの将来イメージの提示とか、空き区画の情報提供、マッチングの取り組み、そういう土地活用に向けた地道な取り組みを促していくことが必要だろうと。

あと、元地につきましても、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進の支援に加えまして、利活用の担い手を見つけるためのさまざまな取り組みを続ける必要があるだろうということでございます。

それから、公共インフラにつきましては、これは20年度を目指して頑張るということに尽きるということでございます。

最後に、今後起こり得る大規模災害に対する防災・減災対策に生かすべき教訓でございますが、まず1つ目のところは1ページ目で御説明したところでございますが、膨大な事務作業が生じるということで、被災自治体にとっては大きな負担になります。今回、計画の策定から用地取得、入札不調の問題から、さまざまな取り組みを加速化措置ということで銘打って行いました。何とか事業完了のめどが立ちつつあるというところでございます。

これらを踏まえますと、まず、こういった加速化措置のノウハウや仕組みの継承が必要だということ。それに加えまして、当初の非常に大混乱の状況を考えますと、早期かつ的確な復興事業の計画策定のためには、被災後に復興の検討を開始します。今回はまさりな状態から検討が開始されておりましたが、今いろいろなシミュレーションも出てきております。それを踏まえて、地域特性・被害想定を確認して、復興に当たって想定される課題の共有、復興の体制や手順の検討、復興事業に活用できる用地の候補地の検討、復興のための事前準備が大災害が想定されるところでは行っていく必要があるであろうというのを教訓として書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

住まいとまちの復興分野の総括を行うに当たって、ただいまの御説明について、施策の進捗状況と効果検証、今後の復興に向けた課題と対応の方向性、今後起こり得る大規模災害への教訓という観点を中心に、御意見や御質問があればお願いします。

○姥浦構成員

東北大学の姥浦でございます。4点ぐらいお話をしたいと思います。

まず、今回の復興は、ハード面で申し上げますと大きく2つが課題だと思っています。人口が減る中での復興ということで、ハード、今回つくったものがほぼ多くのところでマックスの規模になっていて、あとはこれから減るだけというところですので、人口減にどう対応していくのかというのがまず1つ目の大きな課題かなと思っています。

そういう中で、先ほど御説明いただいたような防災集団移転促進事業が9割以上の利活用がされているというのは、非常に素晴らしいと思っています。一方で、区画整理のほうについては土地の利活用が進んでいないということがございまして、今、御説明いただいたのは、それをどうしていくのかということが中心だったのですけれども、今後どうするのか、次に起こり得る大規模災害に対してどう考えるのかといったときに、恐らく区画整理というのは土地の権利を動かす、権利を保持したままやるという事業の、本質がそういうところにありますので、ですから、これを維持している間は恐らく同じ問題がまた出てくるのだろうと私は個人的には思っております。

ですので、次に同じような災害があったときに、同じような復興の計画を実現する際に、どういう事業手法を使った方がいいのか、もしくはどういう事業手法をあらかじめ準備をしておかなければいけないのかということについては、ここでぱっと出てくる話ではないかもしれませんが、今後、検討しておく必要があるのだろうということでございます。これがまず1つ目でございます。

それともちょっと関連するのですけれども、1ページ目にL1の津波に対して海岸堤防を

整備して、L2の津波に浸水しない地域に住宅をという図が書いてございますが、基本的にはこのようなL1、L2という形でやってきたわけですけれども、南海トラフのような大規模なものが、静岡であるとか、愛知であるとか、高知であるとか、いろいろなところに影響を及ぼすとなると、ここまでのフルセットのものができるとかどうかなというのは私はかなり疑わしいと思っています。

ですので、先ほど申し上げたのは事業手法についてですが、もう一つは、どこまで防災としてハード面に対応するのかということについて、これは予算との兼ね合いが非常に出てくるものですが、そこについてもこのフルセットでいくのか、それともどうするのかということについては、最後のページにもいろいろと考えていかなければならないということが書いてございますが、恐らくその中にもう一つ入ってくるのかなという気がいたしております。

3点目ですが、インフラがどう整備が進められてきたのかということについて非常に細かく御説明いただきましたけれども、もう一つ重要なのは、こういうところに住民の人たちの気持ちなり、意見なりというものがどうちゃんと反映されたのか、反映されていないのかという部分、ですから計画をつくるプロセスの部分も比較的重要なことと思っています。何でも言うことを聞けばいいという話では全くないと思いますけれども、一方で上からの論理を押しつけるのもいがかかということで、この調整をどうとってきたのかということについては、なかなか定量的に出すのが難しいところではあると思いますけれども、これについてもやや定性的なり、事例紹介的になるかもしれませんけれども、一つ加えたいのではないかなと思いました。

最後、4点目ですが、ちょっと細かい話かもしれませんが、24ページの最後のところで、候補地の検討等、復興のための事前準備に取り組んでおく必要があるということで、「等」の中に入るのかかもしれませんけれども、いわゆる事前復興と呼ばれるものについては、いろいろな手順を検討するとか、それから候補地の検討するとかに加えて、さらには、例えば町役場はもう建てかえだといったときに、あらかじめ安全なところに移転させようとか、いろいろな形の実際に実施する事前復興といいますか、事前準備、そういうものもあるかと思いますが、それも含めていただけたらいいのではないかと思います。

以上でございます。

○秋池座長

姥浦構成員、ありがとうございました。

それでは、増田座長代理をお願いします。

○増田座長代理

ありがとうございます。

まちづくりで、今、姥浦先生もお話しになったことに少し通じるのですが、平常時です

と住民参加、住民主体でワークショップを何回か開催して積み上げていくというのが平常時でしょうけれども、今回、そういう時間ありませんし、皆さんも生きていくために必死なので、どうしても、さっきお話があったように、URなどが入って官主導でまちづくりをしてきたわけで、したがって、その当否是非はともかくとしても、今後、でき上がったまちの変更などを柔軟に考えていくべきだろうと。もっと縮小する、あるいはまちのへそづくりをどうしていくのかというあたり、落ちついて住民の意見がいろいろ出てきたときに、もう柔軟にそういう意見を取り入れて、みんなで住みやすいまちにしていくという姿勢を今後もぜひ保っていただきたいと思います。

あと、土地がいわゆる所有不明化しないように、山林は森林法が改正して、市町村が前面に出られるようになったし、農地は農業構成員会があるわけですが、心配は一般宅地で、発災直後はいろいろ事業をやるときの不明土地問題もありましたけれども、それはそれとして、大分整備した後も空いているところが多いわけで、そうするとしばらくすると、そこが使い道がないということになって、世代が変わるあたりで不明化していく可能性があります。

ちょうど今、法制審議会の民法部会で、土地所有権の放棄制度を検討しています。今度それをつくりますけれども、考え方とすると、不明土地を何としてももうこれ以上ふえていくのを阻止するということですので、被災地でも不明化にならないような今後の注意が必要だろうと思います。

それから、交通体系のお話がありました。BRTも含めて計画されたり、実行に移されたりということがあっていいと思うのですが、例のMaaS (mobility as a service)、全国で国交省で19カ所、経産省の私も選定構成員に入っていますが、7カ所で、全国で二十何カ所、モデル地区が今動き始めていますが、2年がかりぐらいでやっていくわけですけれども、そういったところで得られる知見もどんどん取り入れて、交通体系については、テクノロジーがうんと進んでいく、これでもデマンド型のタクシーとかいろいろ書かれていますけれども、そういうものをどんどん取り入れて、過疎地域で、特に高齢者の足がないということがむしろ逆に都会よりも早くそういうことが解決される、そんなことを目指していく必要があるのではないかと思います。

最後に、トータルするとインフラの総量が非常にふえたわけです。私は岩手で知事をしていましたけれども、三陸縦貫は高速道路の体系に入れて有料でこれからもやっていくのでしょうか、復興支援道路をこれからどういう料金体系にするのか、無料でいくのかとか、細かいことは知りませんが、どちらにしても、道路、しかもかなり規格の高い道路、それから港湾だとか、漁港だとか、私がざっと見て一般論として言うと、少なくとも岩手県は今後維持管理していく財政的な体力をはるかに超えるぐらいのインフラができ上がった感じがしていて、一方で、先ほどお話があったように、人口がこれから非常に減っていく。

ですから、今はこういうものができ上がっていることは大変いいと。地元からも要望が

あったことなので、それはそれで私はいいと思うのですが、今後どうやって維持管理していくのか。これはむしろこれだけ建設のときに支援をもらっているわけですから、あとは基本的には自治体で考えていくべき話ではあると思いますが、そのあたりはノウハウを相当入れていく必要があります。岩手が私のとき、人口140万をちょっと超えるぐらいだったのですが、あと20年ぐらいたつと100万に減る。今、仙台もいつかふえましたが、100万を切ってしまったということで、これから猛烈に人口が減っていく中で、だから過大なインフラと言ってしまうと語弊があるので、必要なインフラだということですが、ただ、維持管理はよほどいろいろなことを考えていかないと、せっかくつくったものが、しばらくすると、管理が不全なために機能が減るということになると、また大変問題だと思いますので、このあたりをどうするかは、国の支援という意味ではなくて、いろいろなノウハウも含めてみんなで考えていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

では、松本構成員、お願いします。

○松本構成員

2点ほど申し上げたいのですが、一つは防潮堤のことについてですが、震災が起こった後、私の場合は特に岩手についてはいろいろと見聞きすることも多かったのですが、各自治体でけんけんがくがくの議論があって、その結果として沿岸に非常に高い防潮堤が連なるような風景がほぼでき上がりつつあるわけです。議論の過程では、例えばかさ上げ、または高台移転、こういったようなことのほうが大きな防潮堤をつくることよりも優先するのではないかなというような議論も当然あったわけでございます。

結果的にでき上がってみて逆に民家やまちから海面が見えないということに対して非常に不安が募るということをおっしゃる方もたくさんおられるわけですね。

また、さっき増田さんもおっしゃっていましたが、当然、大きなインフラをつくれれば、それをどう維持していくのかということもテーマになってくるわけですし、そういうことを踏まえながらも今回はそういう対策を行ったということですね。そこの両論併記的なところが総括に際しては必要なのではないか。とにかくつくることになったからつくりましたということだけではなくて、その背景にある議論についても記録を残しておく必要があるのではないかなと思います。それが一つ。

もう一つが交通についてです。私は交通の専門家なので、さっきの増田さんのMaaSの話もいろいろ取り組んでいます。交通については「地域交通」のスライドと「鉄道」のスライドが別々に書かれています。これはひとまとめにして「公共交通」という切り口になさったほうがわかりやすいかなと思います。それと「道路」とはまた別にお考えになれば

いいのではないかという趣旨です。

それと、地域公共交通網形成計画は確かに策定が進んでいるのですが、そのベースとなる法律は何も復興の施策としてできたものではないので、ここで復興の施策として書いておくのはちょっと無理があるのではなかろうかと思います。

そうすると、逆に何がエッセンスだったかという、私はこの鉄道のところに書かれている三陸鉄道の復旧と、JR山田線から三陸鉄道への移管、そして盛から南はBRTになったということではないかと。民間であるJR東日本の協力も得て、BTRが盛から南にはでき上がり、それよりも北の久慈に至るところは、これは自治体および岩手県の非常に強い考えがあって、三陸鉄道を復旧させた。これも、鉄道を復旧させる以上、その後にコスト負担が将来にわたって生じてくることは承知の上で、そういう判断をして、国も資金拠出して三陸鉄道を復旧させたのだということを総括としては述べておく必要があると思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

続きまして、議事4「産業・生業の産生」、議事5「『新しい東北』の創造」について、復興庁から御説明をお願いいたします。

○奥審議官

では、まず資料4に沿って御説明を始めたいと思います。

今から御説明いたしますのは、産業・生業の復興という分野でありまして、2ページ及び3ページにまとめた、この表のような形は、被災をしてから復旧・復興に至っていく時系列中で、支援施策にもいろいろな性格の種別ができるだろうということで、時系列と種別で整理をしてみたものであります。

例えば最初の段階では、まずは応急復旧ということで仮設工場あるいは仮設の店舗を整備して、そこに入ってもらってということから始まって、これは将来的には当然ながら仮設から本設のほうへ移行していただくためにこういう施策をとっているわけですので、解消していくことで施策の目的を達していく、そんなことになっていくわけでありまして。

その後のステージとしては、事業者の方々に本格的に生産設備を取得していただくといったようなこと。それから、本設のほうに移行していただくということ。その過程での支援のツールとして、それぞれ右側のほうにいろいろなツールが用意されてまいりました。前例のない補助金などの創設なんかもありました。

例えば、中小企業のグループ補助金といったようなもの、二重ローンの対策というものも異例の措置をとりました。また、復興特区というものをつくりまして、特区自体は前から、増田先生がよく御存じの話でありますけれども、復興についても復興特区を設けて税制上の特例措置を設けたということを行いました。

それから、立地補助金です。津波補助金と略称されておりますけれども、それによって工場などの新增設を促していった。また、仮設工場・店舗等有効活用等助成事業というものもありました。

その次のステージと申しますか、今申し上げたことと同時進行型かもしれません、今度は人を雇う、あるいは専門知識が足りない、そういった人材の確保という側面が次に必要になってくるわけでありまして。その支援のツールとしては、例えば伴走型人材確保・育成支援モデルといったもの、あるいは、雇用確保としまして雇入費の助成をするということ。それから、大企業でキャリアを積んだ方、現場で即戦力になる方を被災地企業に長期間派遣をするということに対して支援を行って、専門知識の被災地への投入を促す。また、人手不足を解消した好事例を横に展開するための調査事業も行ってまいりました。

次のステージとして、設備が整い、人が確保でき、その後は失った販路を回復しなければならない、こういうステージに入るわけでありましてけれども、このステージにおいてはマッチング機能を高めるということで、「結の場」とか、ハンズオン支援・専門家派遣集中支援事業といったようなものをツールとして用意をいたしました。

総じて申し上げますと、下の箱に書いてありますように、さまざまな形で、産業・生業を支援するというのは非常にデリケートなものでありまして、何かつくれば自動的に売り上げが伸びて復活できるというものではありませんので、いろいろなツールを用意して、必要に応じて御活用いただくということで支援を進めてきたということでございます。

そういうわけでありまして、その効果のはかり方も実は非常に難しい側面はあることはよくおわかりいただけるのではないかと思います。かといって何らかの施策を打った、その効果をはかれない、はからないということではいけないということで、5ページ以降に、施策の進捗状況に応じた関係指標というものを取り上げてみております。

5ページを見ていただきますと、これは施策の効果をはかる一方途であろうかと思えます。被災3県などからの製造品の出荷額等の推移を被災後から時系列で追ったものでございます。右の表を見てとれますように、被災3県、岩手、宮城、福島ともに、製造品の出荷額自体が、これは指標になっておりまして震災前が100%ですけれども、3県とも震災前の水準までほぼ回復をしている。福島も、紫色でありますので、100%のところまで来ていますので、ほぼ回復をしたということではあるのですけれども、一番下の緑色の線を御覧いただきますと、沿岸部ではマクロで見ると回復がおくれているということが見てとれるかと思えます。

それをさらに細かく見るために6ページの表を御覧いただきますと、左から岩手県の上から、その県全体と、それを分割して内陸と沿岸部に分けて推移をたどったもの、その下は沿岸部の中でも実際の市町村を取り上げてみて、それぞれの市町がどういう動きをしているかと。同じように、岩手、真ん中が宮城、右側が福島と並べてみたものでございます。いろいろここから読み取れることはあるかと思えます。

下の枠の中にまとめてみました。総じて見れば、被災3県いずれも製造品の出荷額は、

内陸部を中心として震災前の水準にほぼ回復、あるいはそれを上回る水準に、景気動向もあるのでしょうか、回復をしているということは言えるかと思いますが、2つ目の○にありますように、沿岸部だけに限って見ると、製造品出荷額は全体として見ると震災前の水準まで達していないのではないかと。ただ、沿岸部は総じて3県とも全く振るっていないかという、そうでもない。県別に見ると、ちょっと違う絵にも見えるということでございます。

それから、主に下のグラフ、3つ並んでいるものを御覧いただきますと、同じ県内であっても、沿岸部は全部ひどいかというと、実はそうでもないというような、非常に複雑な状態になってきているということがおわかりいただけるかと思えます。

そういった状況と、7ページには、中小企業の経営者の方が今、震災前の水準まで売り上げが回復していないという方々は多々おられるわけですが、その要因として何が挙げられますかということをお答えいただいたものが左と右の表であります。

まず、要因のほうは左のほうにあるのですが、御覧いただけますように、震災を契機に既存の顧客を失ってしまった、なかなかそれを取り戻せないということと、従業員が確保できないということを挙げられる方が非常に多かったです。そのほかにも、原材料や資材、仕入れ価格が上がって、それが経営を圧迫していると。これはなかなか政策でもって解決するのが難しい価格の高騰というものを挙げられる方や、例によって、福島県は特にそうなのですが、風評被害というもので売れない、したがって売上高が回復しないとおっしゃる経営者も相当数いらっしゃいました。

それから、あなたにとっての経営課題は何ですかという質問に対しましても、同じように従業員の確保育成と販路の確保・開拓というものを挙げた方がかなりいらっしゃるといいう状態でありました。

そういったことありますので、次の8ページと9ページに被災地のまずは人材を確保する対策、9ページには販路の確保あるいは開拓をするための支援のツールというものが紹介されております。

まず、8ページのほうには人材確保対策として、そこにありますように就業者数をふやす、あるいは能力を拡充する、そのほかにも横展開をするための事例集を発行するといったようなツールを用意して実施をまいってきております。

一例を申し上げますと、一番上にありますように、学生さんなんかを中心とするインターンの参加を募るのを支援するといえますか、インターンの参加を促すという施策につきましては、目標値に対して実績はかなり上がっておりますし、これは目標を上回る実績を上げているのですが、その下のほうのトライアル就業というものを支援をしまして、それが定着をしたかどうかという事業について見ると、こちらのほうは残念ながら達成率は14%ということで、同じような体験就業みたいなものであっても違う結果が出ているということになります。それは、参加をされる方がどういう性格のグループの方なのかといったことに影響されているのだと思います。今のは人材確保対策であります。

9 ページが販路の確保あるいは開拓。震災のときに取引が一旦終わってしまって、その失ってしまった販路をどうやって確保するかということに対する支援施策の例であります。そこにありますように、先ほどから少し言及しておりますが、「結の場」とか、あるいはハンズオン支援、専門家の派遣といったような支援ツールを準備いたしましたして、これらはミクロの世界でマッチングができたかどうか、あるいは幾つのマッチング事例がその結の場で生まれたかといったことで効果をはかっていくしかないかなということでもあります。

次は、商業施設や工場等をグループ補助金や立地補助金でもって支援をしてきたのですが、これが現況はどうなっているかということの説明に移らせていただきます。

「仮設の店舗・工場等の状況」というところでありまして、グループ補助金の活用によりまして、右の緑と青のグラフにありますように、平成31年3月末時点で2,437事業者が退去をしまして、入居者は743、緑の棒グラフです。要するに、仮設から本設のほうに大分移ってきておられるのが進展してきているということがおわかりいただけるかと思えます。

また、企業立地補助金につきまして、その下の【企業立地の状況】のところに書いてありますように、交付決定実績としては435件、新規雇用者数4,728人という実績を上げてきているところでございます。

グループ補助金や立地補助金に加えまして、まちの中心となる、例えば閑上地区のかわまちてらすとか、新しい商業施設を開業することによって、そこでの営業を新しく始めていただくといったような機会を提供するというような支援も行っているところでございます。これらがグループ補助金や立地補助金の行ってきた実績と現状ということでございます。

また、特区において税制の特例支援をしていますという話を申し上げましたけれども、その現況が11ページ以降、4枚、5枚ぐらい並んでいるものでございます。ここははしよりながらですが、ポイントだけ細かく申し上げます。

復興特区を設けまして、そこにおける減価償却費の特例等をいろいろ認めて、それによって当該特区内における投資を促しているというものでありますけれども、指定件数は、そこにありますように30年度末で5,500件でした。また、投資額につきましても、約3兆円規模の投資を呼び込んできた。そういう特区税制であります。

ここで御覧いただきたいのは、全体として呼び込んできたというのは、それはそれでいいのかなと思いますが、どういう現象が起きているかというのをこのあたりで分析してみますということでもあります。

上の枠の中の投資額の2つ目の○にありますように、ここだけ紹介いたしますが、沿岸部と内陸部、それぞれ投資額はどんな比率になっているか。青森と茨城も足した5県計で74対26。沿岸が75、4分の3、内陸が4分の1という姿なのですけれども、県別に見ると、特に被災3県、岩手と宮城と福島は、そこに明示してありますけれども、少し様相が変わってまいりまして、岩手の場合は7対3ぐらい、宮城と福島になりますと半々に近いという感じで、かなり内陸のほうに投資額が寄っているということが見えます。

それから、御紹介しておきたいのは、同じ11ページの下の方の表の中に黄色いマーカーをつけておきましたけれども、5県の投資額合計、累計額は3兆円とさっき申し上げました。このうち、実は3分の1に当たる1兆円が茨城県に対する投資であります。そういうような状況が今、復興特区税制によって投資が呼び込まれて行われているということでございます。

次のページをめくっていただきますと、どういう市町村に復興特区税制によりまして指定が行われ、かつ投資が行われているかということでもあります。投資額の欄を御覧いただきますと、上から5つぐらいを見ていただきますと、茨城の神栖、いわき、鹿嶋、ひたちなか、あるいは青森の八戸といったところが投資額が多い市町村になっているわけでございます。

13ページに参りまして、被災地の被災前と現在の人口や従業員数、事業所数がどのようになっているか、時点比較で調査をいたしました。結論だけ申し上げます。箱の中に書いてありますけれども、沿岸部が全国と比べて従業員数の減少とか事業所数の減少というのが厳しい状態になっている。沿岸も一色でありませんで、特に沿岸部の一部の市町村が厳しい状態になっているのが、赤字で示されていることでおわかりいただけるかと思えます。

それを表にして図示をいたしましたのが14ページ及び15ページです。14ページが従業員数の状況であり、15ページが事業所数の状況でございます。いずれも、青い沿岸地域、特に宮城や福島の紫色、沿岸ですけれども、仙台市を除いた沿岸というものをとって見た場合、あるいはいわき市を除いた福島県の沿岸部をとって見た場合の数字はかなり低いということがおわかりいただけるかと思えます。

以上が復興特区税制の効果といいますか、実績と現況でございます。今後の課題等につきましては、後ほどまとめてお話ししたいと思えます。

その次にありますのが利子補給というツールの活用状況を示したものでございます。詳しい説明は割愛させていただきます。

次の17ページは二重ローン対策というツールの現在までの成果といいますか、効果といいますか、実績であります。一言だけ申し上げますと、再生支援機構と産業復興機構によりまして債権買い取りなどを行って事業者を支援しているわけでもありますけれども、この総額は、単に被災3県だけではなくて、もっと幅広い対象を持っているのですけれども、そのうち特に被災3県だけを取り上げたのが表にしてあるものでありまして、債権買い取りによって支援を受けた企業の従業員数というものを単純に合算いたしますと、ちょっと乱暴ですけれども、被災3県合計でこの2機構から支援を受けた企業の事業者さんの雇っておられる従業員の数は約1万4200人です。被災3県の雇用保険の被保険者数を数えてみますと、149万でありますので、1%ぐらいに相当する従業員の方に対して支援を行った。この支援のおかげで雇用が維持されたのかどうかという因果関係は科学的にははっきりしていませんけれども、大体それぐらいのインパクトの債権買い取り事業を行って

たということがおわかりいただけるのではないかとということで、参考までに示しました。

今後の課題や施策の方向性ということで、まず、19ページでありますけれども、先ほど申し上げましたように、製造品の出荷額の推移を見ますと、全体として見れば内陸部を中心に震災前の水準までほぼ回復をしておりますけれども、沿岸部、特に一部の沿岸市町村においてまだ相当回復がおくれているということでもあります。したがって、販路の確保・開拓や人材確保支援につきましても、そういった実情に応じた丁寧な議論と検討が必要になってくるのではないかとということが1つ目の○です。

2つ目の○が、グループ補助金や立地補助金であります。これは夏に与党から提言がこれに関連して出ていますし、地方公共団体さんからの要望なども踏まえまして、例えば復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度、つまり令和2年度ですけれども、令和2年度に土地造成が完成をする地区などにおきまして、対象地域を重点化をして、その重点化した上で申請・運用期限の延長などを含めた見直しを行うといったような方向で検討してはどうかということでもあります。

それから、復興特区税制、先ほどいろいろ数字を見ていただきましたけれども、津波被害が甚大な地域は人口や働く場の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業による基盤整備に時間がかかって、企業立地がまだ進んでいない地域が残ると見込まれますので、与党の提言、被災地の要望などを踏まえまして、著しい被害を受けた地域が産業復興に取り組めるような延長措置が必要になってくるのではないかとということでございます。

二重ローン対策につきましては、そこに書きましたとおり、支援決定期限2020年度末というのがありますので、それまでにできる限り多くの事業者が制度を活用できるよう、全力で取り組むということでございます。

「防災・減災対策に活かすべき教訓」というものでありますけれども、21ページ、2つ目の○にありますように、産業復興分野におけるこうした施策や取り組みは、直接防災・減災に役立つものではありませんけれども、成功事例を横展開することによりまして、今後の同様の震災などが発生した場合に、それぞれの状況に適した効果的な支援を迅速に行うことにつながるのではないかとということでございます。

今まで産業・生業の復興でございましたが、資料5、観光振興でございます。観光振興につきましては、かなり目標を達成する状況に近づいてきてございます。説明はごく簡略にと思えます。

1ページ目、東北6県の観光復興につきましては、平成28年からさまざまな取り組みを本格的に始めているところであります。取り組みのツール、左上の交付金は市町村に対する支援であり、その下にある交流拡大モデル事業は事業者さんに対する支援であり、右上のプロモーションは、JNTOなどにお願ひしましてプロモーションを実施する。右下は、前回も取り上げられておりましたけれども、福島県の教育旅行の復活といったようなものための福島版の特別な支援、措置でございます。

これらの施策を打ちまして、2ページ目にありますように、全国の観光のインバウンド

の伸び、青色の「30%増」と書いてあるところですが、それを上回る、28年以降、99%増の大幅な観光、外国人宿泊者数の増がございまして、現在、足元で128.7万人泊というところまで来ております。2020年は目標150万人ということでありますので、かなり達成が見えてきた状況にあるということでございます。もちろんこれらの観光、東北6県向けの観光復興施策が99%全部の伸びをつくったかという、そうではなくて、日本全体のインバウンドの増加というものに相当助けられていると思っておりますけれども、そこを分けるのはなかなか難しいですので、ここではこのような示し方をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料6でございます。説明者を交代いたします。

○石田統括官

資料6で、産業・生業の中の農林水産業の関係になります。実は、農林水産業の関係は、前回、福島原発災害被害の関係の中でも説明をしております。したがって、風評その他、原子力災害にかかわる部分、特に福島関係については前回説明済みでございますので、今回は津波被害等で被災を受けました部分を中心に御説明をさせていただきます。したがって、林業は今回の場合は津波エリアに入っていないものですから、農業と水産業の部分についての御説明となります。

3ページを御覧いただければと思います。まず、被害額でございます。向かって左側、農林関係ですが、農地自体の水没といいますか、津波をかぶったことを初めとして、いろいろな関連施設を合わせますと、1兆1000億余りの被害額でございました。また、水産業のほうも、漁船、漁港を中心に各種養殖のための施設も流されまして、全体で1兆2600億余りの被害額となっております。これらにつきまして、災害の復旧ということで取り組むわけでございますが、この額自体、新潟中越の場合の約18倍の被害額となっております。

4ページを御覧いただければと思います。対応でございますが、まず農業関係については津波からの復旧を、除塩等を含めまして行うのとあわせて、ほ場の大区画化の推進や、ICTを活用しました次世代の施設園芸拠点などの先進的な施設整備についても支援を行ってきたところでございます。

事例として、左側の写真ですが、瓦れき等の撤去、除塩とあわせてほ場の大区画化の例を、また右のほうは、一部見ていただいたものと近いものもありますが、パプリカ・トマトやイチゴの最新型の施設園芸等のものを例として書かせていただいております。

次に5ページでございますが、水産関係でございます。水産関係につきましても、漁港の復旧、施設用地の嵩上げを行いますとともに、より高度な鮮度管理ができます衛生管理型の荷さばき所を復旧する段階では、基本として整備を進めてきているところでございます。

また、漁船や養殖施設の復旧を行いますとともに、水没しております瓦れきの回収についても支援を行っているところでございます。そのイメージの絵が、左側が漁港の整備関

係、右側のほうが漁船及び養殖施設の復旧の写真をつけさせていただいております。

6 ページでございますが、水産業の場合は、水産加工分野の施設もあわせて被害を受けております。それらの施設の復旧、これはハード面とあわせて、先ほど産業全般の中でありました販路の、棚を失うという言い方をしておりますけれども、一旦水揚げがとまり、製造がとまりましたので、出荷ができなくなった段階で、スーパーその他の荷物の棚が別の産地に変わる。そうすると、なかなか取り返せないということで、その回復・開拓ということで、個別指導や、新たな商品開発等に伴います加工機器の整備といったもの、もしくは商談会の開催等の支援を行っているところでございます。その事例を下につけております。

その辺の進捗のぐあいを次の2の関連指標ということで、8ページ以降につけております。

まず、農業関係でございますけれども、左側の表及び1つ目の○でございますが、岩手・宮城においては農地の復旧自体は大部分が完了いたしました。福島県がやはり原子力災害の影響が大きく、まだ帰還困難等がございますので、復旧状況は67%ということでとまっております。

出荷額は右側の折れ線グラフでございますが、福島を除きます2県につきましては、全国平均の伸びとほぼ同じような伸びということで、今のところ出荷額等は推移しております。ただ、福島の方は、全国が114まで伸びた中で、今のところ発災前の約9割のレベルというところでございます。

続きまして、関係指標の9ページが水産関係でございます。まず9ページのほうはそれぞれ、左側のほうが陸揚げの機能の回復、右のほうは漁船の回復ということで、いわゆるハード的な部分でございます。

左側のグラフでございますけれども、被災した319の漁港につきまして、その全てで陸揚げの機能が回復しております。全延長フルで回復したのが296、93%、一部回復が7%、23でございます。漁船のほうも、福島県以外はもう100%復旧は終わっております。福島県は復旧希望がある漁船のうちの85%で、あと残り15%が復旧できていないという状況でございます。

その上で、10ページがそういったハードではなく、今度は売り上げ、水揚げ等の回復状況でございます。

まず、一番上の○にあります、水産加工分野の施設のうちで業務再開ができていますのは96%まで来ております。ただし、2つ目の○にありますとおり、売り上げが震災前の8割以上まで回復しているものにつきましては、5県では42%、福島県につきましては17%というレベルでございます。また、3県の主な魚市場の水揚げ量ですが、水揚げの金額は右側の下側の折れ線グラフでございますけれども、岩手84、宮城104に対して福島は30%という状況でございます。

一方で、金額ベースでは、岩手、宮城に関してはそれぞれ104とか84まで回復しております

すが、量のベースで見ていただきますと、上のグラフのとおり、78、49ということで、金額ベースの回復と比べて、量のほうは魚の回遊の仕方が変わった、その他の影響もあるのかもしれませんが、従前ほどの漁獲量としては回復していない状況でございます。

12ページ、課題や施策の方向性でございます。農業関係の津波関係につきましては、復旧の総仕上げ的に農地復旧の完了がほぼ見えてきたところでございます。一方、原子力災害エリアに関しては、まだ農地の復旧が3分の2にとどまっております。12市町村におきましては、営農の再開面積はまだ4分の1ということで、営農再開の加速化に向けてさらなる取り組みが必要な状況でございます。

また、水産業の関係につきましては、○の1つ目でございますけれども、ハードの漁港の整備につきましては復興・創生期間内に完了が図れると考えておりますが、福島県原子力災害エリアの漁船復旧がおくれていること、また、漁船や養殖施設の復旧の推進とあわせて、本格操業に向けました水揚げをふやす取り組みを図る必要があるかと考えております。

また、2つ目の○ですが、水産加工の分野では、先ほど申し上げました棚を失った販路の回復・開拓に向けた個別指導・商談会等の取り組み、また、被災県の水産物の魅力の発信といったもの、さらに言えば、先ほど申し上げたとおり、魚種が変わる等もありますので、加工機器の新たな整備等も必要になってきている状況があるのかと思っております。

最後に4番目、教訓でございますけれども、1つ目の○でございますが、インフラ復旧は当然ながら被災後必要になりますが、あわせて、今回の事例で見られますとおり、販路の創出がその後の営業回復上の大きな課題になるということがわかってきております。したがって、災害前の状況への復旧にあわせて、農地の大区画化や先端技術の導入なども含めて、高付加価値な産業への転換、そういった産地の高度化の施策をあわせて行い、失われた棚等の、もしくは新たな市場の開拓、こういったことにつなげていくことが復興上必要ではないかと思っております。

なお、この後、参考でつけておりますのは、第2回、前回で福島関係、原子力災害のところから出させていただいた農業関係の資料を、全く同じものですが、念のため再度つけさせていただいております。

○奥審議官

最後に資料7、「『新しい東北』の創造」につきまして御説明をさせていただきます。

1ページです。平成26年に復興推進構成員会にて御提言を取りまとめたものに入っていたものでございまして、「新しい東北」の創造に向けまして、自治体のみならず、企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウを最大限に活用して、被災地において、これは全国の地方創生にもつながっていくような、モデルとなるような人々の活動、産業・生業の作成、新しいコミュニティの形成といったような復興に取り組むための事業でございます。

この先鞭を切ったのが「新しい東北」先導モデル事業というものでございまして、これ自体は27年度に終了いたしておりますが、被災地で既に芽生えている先導的な取り組み（216事業）を育て、普及展開をする。ひいては、被災地での横展開を進めて、だんだん東北から日本全体のモデルとなっていくような、そういうことを目指して行われたモデル事業でございます。

その後、それを引き継ぐような形で、いろいろな支援が行われております。例えば地域づくりハンズオン支援事業とか、これは被災3県の自治体・NPOなどに対しまして復興庁及び専門家が支援をするというようなリーダー育成といったもの、それから緩やかなつながりの構築、これらを支援するというものであります。

それから、先ほども少し産業・生業のところでツールとして御紹介いたしましたけれども、販路開拓や新規事業の立ち上げ等を支援するという意味合いから、「新しい東北」創造の事業として、繰り返しになりますが、「結の場」の設定、そして新事業ハンズオン支援事業、右へ行って、専門家の派遣集中支援事業、それから先ほどは書いてありませんでしたけれども、「新しい東北」復興ビジネスコンテストといったようなものを実施をしてきているところでございます。これらによりまして、新商品の開発、販路開拓の支援、新規投資の促進を図るということで、被災地域の事業者の方々の経営が持続的になるように自立を促す、そういう事業でございます。

そういった施策を打ってきたことの効果、実績といたしまして、〔関係指標〕のところにありますように、例えば被災地において企業・大学・NPOなどの民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、地域の抱える課題の解決、あるいは産業・生業の再生を目指すということで、例えば専門家の支援によりまして地域課題の解決に向けた道筋を立てることができたという自治体・NPOの件数、27年～30年度の4年間で35県、被災地企業がマッチングによりまして域外の企業から支援を受けることができた、専門的な知識とかコンサルティングを受けることができて経営課題を解決した件数、24年～30年度で648件、ビジネスコンテストの表彰によりまして、この表彰されたところにはその後、アフターフォローをいたしますけれども、専門家によってフォローして、それによって新たな販路獲得等を実現した件数、26年～30年度で56件。

具体的にどういう支援をしているのか、少しわかりにくいかと思いましたので、2ページから3ページにそれぞれの事業のわかりやすいかと思われる事例を挙げております。

まず、地域づくりハンズオン支援事業という自治体・NPO向けの支援でありますけれども、右側のほうにあります。例えば雄勝花物語さんという一般社団法人が石巻、雄勝地区にあるのですが、津波によって甚大な被害を受けられました。その被災地に雄勝ローズファクトリーガーデンというものを被災住民らが整備をしているわけですが、ボランティアに頼って運営をしておりますので、持続的にこれが維持されるためには収益事業がなければならない。それから、周りの地域がどう使えばいいのかということが、部内からはなかなか知恵が出てこないということでしたので、専門家、有識者などの派遣を行

いまして、例えば収益事業として「震災の教訓を学ぶ授業」というものを始めたり、あるいは「ガーデン作り」等のプログラムを策定した。それから、あいている土地については市民農園やパークゴルフ場などで使う、そういう利活用計画をつくるのをお手伝いするといったことをやっております。これが一例でございます。

「結の場」の実例として挙げさせていただいたのは、そこにありますように、ちゃんこ萩乃井さんという東松島市の会社です。もともとノリを混ぜ込んだうどんを製造・販売されていたのですが、被災地外のカメイという株式会社さんが自社独自に販売ルートを持っているので支援したいということの名乗り出られまして、これを「結の場」においてマッチングした。これによりまして、独自では多分開拓できなかった輸出のルートを使いまして、アメリカのスーパーでのりうどんの販売ができた。

3 ページ目、ハンズオン支援事業の実例としては、宮城県の漁業協同組合の唐桑支所、気仙沼にありますけれども、そこでホタテを養殖するときに副産物で出るアカザラガイというものがあるのですけれども、これをアヒージョとか炊き込み飯弁当といったものを使うというコンサルを行いまして、それで常設販売が仙台駅で実現するということがありました。それが実例でございます。

ビジネスコンテストの実例として挙げておりますのは、陸前高田市の広田湾遊漁船組合さんの事例です。2018年に優秀賞をとられました。これは日本酒やワインを海に沈めて、その温度とか揺れによりまして独自の熟成をすることといったような発想でお酒をつくっておられる事業があるのですけれども、それを体験ツアーに取り込むといったような、アフターフォローでそういった事業の展開を図ることができまして、個人旅行や旅行代理店向けの営業ノウハウの指導を行うほか、ブース展示によりましてPRするといったことを行ってまいりました。

これらが、わかりにくくて、かつ地道な支援ですけれども、そういった取り組みを行っているのが「新しい東北」の事業でございます。

「今後の課題と教訓」というところでありますが、来年度に向けましてはこういうきめ細かな支援や優良事例の発掘を進めます。これまで蓄積したノウハウの普及・展開を引き続き行っていくことで、地域課題の解決に取り組む多様な自治体やNPO、事業者さんが、今後、復興・創生期間後は日本全体の地方創生の取り組みといったものの活用にもよりまして、持続可能な活動を行うことができるような環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

産業・生業の再生、「新しい東北」の創造分野の総括を行うに当たり、ただいまの御説明について、施策の進捗状況と効果検証、今後の復興に向けた課題と対応の方向性、今後

起こり得る大規模災害への教訓という観点を中心に、御意見や御質問があればお願いします。

○白波瀬構成員

ありがとうございます。発言する機会を逸してしまったので、前の御発表ともかかわるところもあるかもしれないのですけれども、全体の流れというのが既に決まっていますが、総括といったときに、そもそも論になりますけれども、何をしっかり記述していただかなければいけないのかというのは、何をやったのかということを知りやすく記述していただくというのが非常に重要だと思います。

そういう意味で、エリアというか、対象という点からでもですけれども、きょう伺っていて一番わかりやすい流れという点では、住まいとまちの復興のところ、どういう背景があって何をやられたのか、この分野そのものが何をやったのかというのが即効果につながるというところがあるかもしれないのですけれども、流れとしてはすごくわかりやすかったので、できるだけ同じような流れで、背景があって、実際に何をやられて、そのやった施策に対して実際にどれだけの利用があってということなので、前回申し上げましたけれども、余り効果云々というところを強調されると、やったことをどう評価するかというところで、ゆがまないといいなというのが私自身の個人的な意見です。

そういう意味で、ちょっとわかりにくかったのが、私が専門外だからだと思うのですけれども、産業・生業の再生なのです。どういう指標を持ってこの効果を見るかということもあると思うのですけれども、投資というのは非常に重要だと思うのですけれども、投資がどれだけふえたということが今回のこの施策の一つの何をやったのかというところに即結びつくのかということが、ちょっと図として、私自身としては話としてわかりにくかった部分が実はあるのです。ですから、投資をされる場所の件数がふえたということの中身が本当はちょっと伺いたかったなというのがあるのです。

例えば、数字的にはそれぞれ3つの地域で違いがありますよということはわかるのですけれども、その違いが実際にこの分野としてどういう意味を言っているのですかということをもう少しわかりやすく言っていただくとよかったですかなと思いました。

ですから、数字としては出しにくいのだと思うのですけれども、産業のところ、私が素人なりにすごく大変だろうなと思ったのは二重ローンの対策のところ、こういうところについても、実際にどういうことがあって、時系列的にどういう動きの中で対応なさっていて、最終的にどういうふうな解決としてというのがもう少し見えるような形で記述されると、臨場感が出るというか、臨場感自体をここで出す必要がないと言われれば、まさしくそうなのですけれども、施設の中で仮店舗ということよりも、実際に営業を続けていらっしゃる場所と、そこはもうやめられて閉じられたところという基本的なところを含めて、素人でもわかるようなことがあると、産業というのが中心なので、ありがたいかなと思いました。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

藤沢構成員どうぞ。

○藤沢構成員

4点申し上げます。まず、販路開拓について東北に限らず全国的に地域では、都市部に比べると専門的な人材がいないため、こういった形で専門家を派遣いただいたことは大変意義があったと感じています。

同時に、これまでは国主導で執り行われてきたため、相当高いレベルの方が派遣されていたのですが、今後そうした方に継続して来ていただくことは難しくなっていくため、少しずつでも地元でこういった事業者支援が成り立つようにしないとイケないというのが今後の課題だろうと感じています。

そういった意味では、月に1～2回行く方というより、現地に常駐するような形で、地域を足で回ってサポートするような方を支えるような動きをしていく必要があるだろうと感じています。

続きまして、被災地の人口や事業所数の厳しい現実の数字も出していただいておりますが、特に人材について、雇用者数、従業者数が各地域で不足してきているという課題意識が大変強くあります。

仕事と人材というのは鶏卵の話で、人がいないから仕事が集まってこないという面もありますし、仕事がないから人が集まってこないという面があるのですが、どうしても同時にどちらにも手をつけないとイケないと感じています。

そういった意味で事業者支援や、さまざまな誘致は既に幅広く行われていると思いますが、地域では人が不足してきていますので、外から人を呼び込むような流れがまだまだ必要だと思います。

私もいろいろと人材関係の事業をやる中で、人を外から呼び込んでいく、採用していくノウハウというのが地域ごとに不足しているなど実感していますので、地域単位でより人を呼び込む、採用につなげるノウハウを高めるということが、これからはより必要になってくると感じています。

3つ目が、今後の教訓についてですが、震災から8年半という報道の中で、「グループ補助金でこれまでに倒産された社数が51社」というものがありました。私個人としては、そもそも支援先が1万社弱ある中、うち51社がうまくいかなかったというのは、むしろ健闘した結果だと感じています。しかし、この報道のように、厳しい目線がこれから被災地に向かうことが現実起こりうるかと想像しています。グループ補助金は東日本大震災以降の災害でも非常に有効に機能していると感じており、今後の災害に備える教訓という意味で、

グループ補助金や、復興税制等がどのように有効に作用したのかを発信しておくことが、今後の災害でそういった支援が使えなくならないようにするためにも必要だろうと感じています。

加えて、先ほど姥浦委員からも事前復興の話がありましたが、事前復興というのはまちづくりだけでなく、産業支援、事業者支援でも同様の考えが必要ではないかと感じております。例えば、岩手県宮古市では災害前から市役所の商工部門が各事業所の経営状況をかなり理解していたので、他の地域で被災者支援をやっているさなかに、担当の産業部局が個別に回って、国の支援が決まる前から独自に支援をしていたと理解をしております。

そういった動きが今後の災害では大変大事だと感じており、どうしても国の支援は少し時間がかかりますので、自治体単位で地域の核になる事業所をつかんでおいて、どういった支援をすべきかを事前に検討しておくということが極めて重要だと感じています。

最後は、「新しい東北」の創造に関する部分で、被災地で企業・大学・NPO等のノウハウを活用して目指すとあり、これは特に大事だと感じています。私どもは主に企業の支援を現地につなぐなどの取り組みをしておりますが、発災当初はなかなか企業が支援をすることができず、自治体から「なかなか余裕がないのでできません」と門前払いのような形で断わられることが多々ありました。しかし、企業サイドは支援をしたいという動きはまだあると感じています。

そういった中で、来年度からは企業版ふるさと納税で、損金算入が実質3割、法人税控除が6割で、実際のキャッシュアウトは1割で支援できるという制度ができるのが全国的にも企業が地域を支援する大きな後押しになるなど感じています。個人版のふるさと納税が被災地支援に大きく役立っているように、企業版ふるさと納税も「新しい東北」の考えに沿って、企業が改めて被災地域の自治体や地域を支援する大きな流れをつくり得るなど感じていますので、ぜひそういった流れとも呼応していただいて、こういった動きを加速していただければと感じています。

以上になります。

○秋池座長

ありがとうございました。

白波瀬構成員、どうぞ。

○白波瀬構成員

言い忘れたのですけれども、教訓のところですか。データを出していただいて、その事実がわかるというのはとてもいいのですけれども、教訓というのは、やろうとしたけれども、うまくいかなかったのかどうかという話がもう少し入ってもいいと思うのです。こちらとしてはいいと思ってこういう施策を提供したのだけれども、そこがうまくいかなかったという事実は次につながると思うので、成功例もそうですけれども、失敗例とか、ちょ

っと悔しい思いというのを適宜入れていただくほうがバランスとしてはよくなると思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

松本構成員、どうぞ。

○松本構成員

私は、施策に対して総括するという場合に、効果の検証はある程度は必要だろうと。そのためにこのワーキンググループも発足したのではないかなと実は思っているのですが、その観点で1点申し上げたいのは、これは復興推進委員会でも申し上げたのですけれども、「新しい東北」という一連の事業、その中でも最初に行われた「新しい東北先導モデル事業」という施策があって、その効果の検証がもう少し具体的に必要なのではないかと思っています。

その当時、復興推進委員だった私以外にも秋池さんや田村先生はよく覚えておられると思うのですが、たくさんの事業が東北中からいろいろ寄せられて、俎上に上がったものを採点して、必要な資金的な支援をしたということですが、その中にはご存じない方もおられると思うので申し上げますと、例えば在宅医療をビジネス化するとか、見守りサービスであるとか、または復興ツーリズムの確立といったような事業であるとか、地域の食材を活用するためのレストランをつくるというような事業だったり、地域の農産品の商流を確立するというような話であったり、地域の工芸品のプロモーションであったり、そういういろいろな事業がありました。そういうものがなぜ考えられたかという、これは「新しい東北」という名前が示すように、東北はもともと震災の前から課題先進地域で、その課題の解決を通じて、さっき審議官もおっしゃったように、全国の同じような状況にある地域に対して地方再生のモデルケースを示すのだということを実施した事業だったわけです。

その結果、採択された多くの事業が現状はどうなっているのか。当時サステナビリティがあるかどうかということも採点の項目にももちろん入っていたのですけれども、現状どうなっているのかということをも可能な範囲で追いかけていくということは、今後、この総括に間に合うかどうかは別としても、行われなければならないのではないかと。それが、間違いなく今後の教訓になっていくのではないかと。そんなふうに思います。

○秋池座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。田村構成員、どうぞ。

○田村構成員

住まいとまちの部分において。まず1つ目、2ページですけれども、加算支援金がどのくらい進みましたかという評価があるのですけれども、これは基礎支援金を受けられた数を出すと、支援を受けるべき対象の総数がわかるわけですね。それに対して加算支援を実施したとすると、「自分の生活再建の方向性を決めた」「復興住宅に入ろうとしている」「まだ方向性が決まっていない」被災者がどのくらいいるのかの割合を示す必要があります。また、加算支援金についても、「建設」「補修」「賃貸」についても、生活再建の傾向として示す意味があると思います。また「不明分」も含めてあらわしていただきたい。

復興の検証としては、行政施策に始まって行政施策の反省・成果に終わると、被災地の住まいやまちは、結局一体どうなったのかという全体像がわかりません。国のお金を使ったものの施策検証であるにしろ、報告書を読む方は「被災地のまちが今どうなっているのか」ということを知りたいと想定されます。ところが、ここを読んでもパーツしかわからず、参考でもよいので「まちづくりが全体的にどう進んできたか」ということをどこかで記述していただきたい。

まちづくりに関しては、実際には、復興を進めても、空き区画があったり、空き部屋がある。これを聞くと、復興自体、施策自体が失敗だったというようにも聞こえるのですけれども、そうではなくて、復興に時間がかかってしまったために、被災者の皆さんの進み方とタイムラグが生まれたので空き部屋ができた、それに頑張って対応しましたというような書きぶりでないで、検証全体の文脈の理解が得られないと考えます。

インフラについても「インフラの復旧をした部分」「新たなインフラの課題に取り組んだ部分」が一緒になってしまっている。もちろん、これは今の段階では基礎資料だと思いますので、全体をどうまとめていくのかというところの議論を少しさせていただくお時間はいただけないものでしょうか。

○秋池座長

どうもありがとうございます。

今のことを含めて、全体を通して御意見があれば、構成員の皆様、いかがでしょうか。

もしよろしければ、復興庁の方から何かありますか。

○東統括官

住まいとまちのお話が田村構成員からございました。私ども教訓というのは、大規模災害に対する防災・減災対策ということで、行政サイドに立ったことで教訓を書かせていただいて、こういう記述になっているところでございます。

今、それぞれのまちがどんな状況かということについては、全てのまちの全ての状況というのはちょっと難しいかもしれませんが、幾つか事例的にはお示しすることができるか

もしもありません。ちょっとそこはどういう。

○田村構成員

チャレンジングなのは十分承知しています。

○東統括官

あと、実際に事業が動いている最中でございますので、刻々と変わっているところもございまして、どの時点でどうするかというのでも検討しなければいけないので、事例紹介みたいな形になるかもしれませんが、検討させていただきます。

○秋池座長

お願いします。

○奥審議官

先ほど松本構成員からいただいた、「新しい東北」の先導モデル事業のその後の検証というお話であります。推進構成員会においても御指摘をいただいておりますので、私どもとしても、この先進モデル事業を何らかの形でアフターフォローといいますか、その後、その支援を受けた事業者さんたちが現在どういう状況にあるのかと。サステナブルで、頑張っておられるのかどうかといったようなことを可能な範囲で、少し時間をいただく必要はあるかと思っておりますけれども、フォローアップしてみたいと考えております。

その結果につきましては、この秋というわけには多分いかないと思っておりますけれども、いずれかの時点でまた御報告させていただきたいと考えております。

それから、白波瀬構成員からいろいろ御指摘をいただいた中で、確かに産業・生業に関して、特に二重ローンの御指摘もいただきました。そもそもどういう状況があって、それに対して債権買い取りをこれだけ行って、その結果、これぐらいの事業者さんが持ちこたえたというような、このファクトがないとストーリーにならないというのは確かにそのとおりだと思いますので、そこはデータがとれるもの、とれないものがあると思っておりますけれども、そういったストーリーに役立てることができるような資料及び説明をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、いろいろ御指摘をいただいた中で難しいなと頭を少し抱えますのは、産業・生業の世界においては、被災によって壊滅的な打撃を受けた産業なり生業が今どうなっているのかということをとる指標というのが実はすごく難しく、ここには製造品出荷額の当初の落ち込みから回復の推移を示しましたが、それが本当に被災地の落ち込んだ状態と現在を示しているのかというと、そうである保証はどこにもなくて、物すごく難しいのと、もう一つさらに難しいのは、いろいろな施策を公的部門が打ったのですけれども、どの施策がどう効いたのかもわからないですし、あとはそれが日本全体の景気の動向による部分

と、施策による効果の部分か、よくわからないところも本当はあるのですが、その厳密さを求め過ぎると、今度は全く検証ができないということになりますので、少なくともとれる指標をできるだけ丁寧に要因分析をできるところはして、それで施策の効果が一定程度あったと認められるのであれば、それはそういうふうに評価すればいいし、うまくいかなかったのであれば、それは全然効いてなかったねという話を正直にするしかないのかなと思ったりもします。

おっしゃっていた中で、特区税制の投資額が、例えば特定の県に3分の1集中していますねというのも、それは私もすごく説明しにくいのですけれども、特区税制の効果としてあってはならないことは、つくった税制が全く利用されないというのは意味がなかった政策をつくったことになるので、それはだめだろう。では、利用されていたらオーケーなのかというと、そこは難しいものがあります。どこに投資が行われるのがいいと思ってその税制をつくったのかという話がありますし、そうだとすると、余りに偏っている状態というのは、投資が生み出されたこと自体は、それはそれとしていいのですけれども、余りに地域的に偏った状態が続くというのは、それを長く続けるというのは余りよくないことかもしれない。だから、時系列によってこの評価も変わってくる可能性があるのではないかと思います。そもそもどうしてそういうふうに偏ったのかという理由づけを迫ると、物すごく難しいことになると思います。本当はその理由がわからないと、その状態を是正することはできないはずなのです。是正する必要があるとしてです。

そういうすごく悩ましいことはあるのですけれども、できる限り丁寧に分析をできることはしたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○白波瀬構成員

最初から本音で高い期待値を出してしまったのですけれども、国民がこのレポートを聞いたときに、こういう形で、実は本当に効果は見えないし、その意味するところはかなり難しいということはわかりつつも、その事実をうまく説明してもらおうというのか、やはり一つ一つ説明責任というのはあるはずなので、こういうつもりだったからいいでしょうというトーンはだめだと思うのですけれども、これを目指してやっていますということは意味があると思うので、そこを先に数字だけで言われてしまうと、本当のところは何なのよと言わせないようにしないといいかなと。そこが老婆心でした。失礼しました。

○東統括官

1点、加算金の内訳の御質問について、御説明します。

○事務方

田村構成員から御質問がありました基礎のほうの支給世帯数ですが、これは時点がちょっと前で30年度末の数字ですけれども、20万世帯余りとなっております。したがって、

加算をいただいているのが約15万世帯ということですので、差し引きの部分の残り5万ぐらいということでもあります。その中から、この参考に書いております、今後再建を果たして加算のほうの支給の申し込みをされる方と、あと災害公営住宅など、再建支援金以外の道を選ばれる方に分かれるということであろうと思います。

○秋池座長

よろしいですか。

○田村構成員

大丈夫です。

○秋池座長

ありがとうございます。

では、増田座長代理をお願いします。

○増田座長代理

最後に簡単に。

私は、復興施策ということは今回だけですけれども、政府でやっている政策の総括をする委員会に幾つか入った経験から言いますと、先ほど松本構成員がおっしゃったような、先導的なモデル事業はもう既に終わっているものですが、そういったものをどう評価するか。本当は後世のためにも失敗事例をきちんと書くということは、失敗事例から一番学ぶことが多いと思いますし、これは一般論ですが、失敗学をやっている先生方もそうおっしゃっているし、それも大事だと思うのですが、一方で今回のように公的な交付金とか公的資金が入っているものは、やはり交付したときの理屈というか、正当性があって、それが失敗に終わったということを事務局の皆さん方はそれをどういうふうにとまとめたらいいか。

我々も会計検査院的な視点でいろいろ物を言うのかとか、事業はやって、それはそこだけで効果はあったけれども、続かずに、ほかに広がらないからそれで終わったとか、200以上ある事業の中でいろいろな対応があるのだけれども、最後の書き方にもよりますし、ほかの方もおっしゃっていましたが、いろいろな意味で、総括をやる以上は後世の人にとって読んで意味のあるものにしなければいけないと思うので、事務局でどうするかは別にして、ワーキンググループの報告書として言いますと、我々の構成員の報告書になりますので、うまくいかなかったことをむしろできるだけ書くようなスタンスでやっていくことが必要と。一般論ですけれども、こんなふうに。これは最後にまた議論すればいいと思いますが、そう思いました。

○秋池座長

ありがとうございます。

本日もさまざまな御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえて取りまとめを行ってまいりたいと思います。

まとめ方についての御意見も出ましたので、そういったところも事務局と相談をしていけたらと思ったりもいたしました。ここは完全に個人的な意見でございます。

それでは、本日はこれまでとさせていただきます。この後、本日のワーキンググループの概要について、事務局からブリーフィングを行います。また、議事概要を速やかに公表いたします。議事録も作成の上、公表いたしますので、構成員の皆様におかれては内容の確認に御協力をお願いいたします。

このほか、事務局から連絡事項があればお願いします。

○菊地参事官

本日の配付資料の中でございますが、8月29日の宮城県現地調査を実施いたしました。報告の資料を資料8としてお配りしております。

また、資料9といたしまして、既に皆様に御確認いただいたものでございますけれども、第2回のワーキングの議事要旨をお配りしております。

次回は9月30日月曜日の午前中を予定しております。議題は、復興を支える仕組みといたしまして、法律、復旧・復興事業の規模と財源、自治体支援について予定しております。

また、事務局でも検討しているところですが、8年間の総括ということになりますので、テーマとして漏れが起きていないかどうかということを経務的にもう一度見て、もし何か漏れがあるようであれば、座長と御相談の上、議題として追加することもあるかもしれないと思っております。

あわせて、これまでの議論を踏まえて取りまとめに向けた議論をそろそろ行わなければいけませんので、その論点整理のようなこともできればと思っておりますが、今後準備いたします。

いつものように、本日お配りした資料は机の上に置いておいていただければ、当方で保管いたします。

連絡事項は以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上